

## 危機管理連絡会議

日時：平成 26 年 4 月 13 日（日）14:00 ~

場所：県庁 4 階 405 会議室

### 協議事項

- 熊本県における高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の発生について

## 熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

本日、熊本県の肉用鶏農場①において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。このため、農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置して開催し、今後の対処方針を決定しました。

また、当該農場の飼養管理者は、別農場②の管理も行っていたため、当該別農場も疑似患畜の発生農場と判定しました。

当該 2 農場は、症状が出た農場で簡易検査が陽性となった時点から飼養家きん等の移動を制限しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 農場の概要

所在地：

①発生疑い農場

熊本県球磨郡（くまぐん）多良木町（たらぎまち）

②飼養者が同一の農場

同県同郡相良村（さがらむら）

飼養状況：

① 肉用鶏（約 5 万 6 千羽）

② 肉用鶏（約 5 万 6 千羽）

### 2. 経緯

- (1) 昨日午後、熊本県は、死亡鶏増加等の通報を受けて農場①の立入検査を実施。
- (2) インフルエンザ簡易検査で死亡鶏の 5 羽中 5 羽で陽性。
- (3) 同県は当該農場に対し、家きん等の移動制限を指示するとともに、遺伝子検査を実施。

- (4) 本日、遺伝子検査の結果、H5 亜型であることを確認。
- (5) また、当該農場の飼養管理者は、別農場②の管理も行っていたため、当該別農場も疑似患畜の発生農場と判定。なお、同県が当該別農場についても移動制限を指示済み。

### 3. 今後の対応

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施します。

1. ①当該2農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。
6. 熊本県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 疫学調査チームの派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

### 4. その他

- (1)当該農場は、簡易検査で陽性となった時点から飼養家きん等の移動を制限しています。
- (2)なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4)今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。